



2023年11月10日

各位

会社名	加藤産業株式会社
代表者名	代表取締役社長 加藤和弥
コード番号	9869 (東証プライム)
問合せ先	取締役管理本部長 次家成典
	電話番号 0798-33-7650

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2023年11月10日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2023年12月22日開催予定の第77回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 変更案第17条

委任型執行役員制度の導入に伴い、社外取締役比率の向上等により取締役会の監督機能の強化を図るため、取締役員数の上限を25名から12名に減員させるものであります。

(2) 変更案第13条、第21条

株主総会及び取締役会の運営に柔軟性を持たせるため、株主総会及び取締役会の招集権者及び議長を、取締役社長からあらかじめ取締役会が定めた取締役に変更するものであります。

(3) 変更案第34条

機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法459条第1項の定めに基づき自己株式の取得及び剰余金の配当等を取締役会決議によっても行うことが可能となるように新設するものです。またこれにより内容が重複する現行定款第7条(自己株式の取得)の規定を削除の上、現行定款第36条(中間配当及び基準日)を変更することにより機動的に株主の皆様への還元を行えるようにするためのものであります。

(4) 上記変更に伴う条数の変更

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線__は変更部分であります。)

現行定款	変更案
<p>(自己の株式の取得)</p> <p>第7条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議をもって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p>	<p>(削除、以降第8条～第34条 条数繰り上げ)</p>
<p>(招集権者及び議長)</p> <p>第14条 株主総会は、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>取締役社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>	<p>(招集権者及び議長)</p> <p>第13条 株主総会は、<u>あらかじめ取締役会が定めた取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>前項の取締役</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>
<p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、<u>25名以内とする。</u></p>	<p>(取締役の員数)</p> <p>第17条 当社の取締役は、<u>12名以内とする。</u></p>
<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第22条 取締役会は、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>取締役社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>	<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第21条 取締役会は、<u>あらかじめ取締役会が定めた取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>前項の取締役</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(剰余金等の配当等の決定機関)</p> <p>第34条 当社は、<u>剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p>

<p>(中間配当及び基準日)</p> <p>第36条 当社は、毎年3月31日を基準日として、取締役会の決議をもって、株主又は登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当を行うことができる。</p>	<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第36条 当社の中間配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>2. 当社は前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p>
---	---

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2023年12月22日(予定)

定款変更の効力発生日 2023年12月22日(予定)

以 上